三　簡易協議手続に関する事項

1　簡易協議

⑴　基本的事項

地方債の協議に関する手続については、協議・同意事務の円滑化、簡素化等の観点から、地方債計画の事業区分ごとの地方公共団体の起債予定額の総額等に基づき、別に定めるところにより、事前に総務大臣が都道府県及び地方自治法第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）ごとに通知する同意予定額（市町村分にあっては、これに基づき都道府県知事が通知する市町村ごとの同意予定額）の範囲内で行われる協議については、原則として、協議内容に即し速やかに同意を行うものとする。

これを簡易協議手続といい、都道府県及び指定都市分にあっては、あらかじめ総務大臣が都道府県及び指定都市ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県及び指定都市が通知された同意予定額の範囲内において各事業別の充当額を定めて総務大臣に協議し、総務大臣は、通知した額の範囲内で協議されたものについては、原則として協議内容に即して同意する方法をいう。

また、市町村分にあっては、総務大臣が各市町村の属する都道府県ごとに同意予定額を事業区分に応じて定めて通知し、当該都道府県知事は通知された同意予定額の範囲内において市町村ごとに同意予定額を定めて通知し、各市町村の通知された額の範囲内で都道府県知事が総務大臣に協議の上、同意する方法をいう。

⑵　簡易協議の対象

二の１の㈠から㈢まで、㈤及び㈥、二の２の１の㈠、㈡の⑴から⑶まで、㈢、㈣及び㈥並びに二の２の２の㈠から㈢までに掲げる事業区分を原則として簡易協議手続の対象とするものとする。

⑶　簡易協議の対象とならない地方債

⑵以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

2　早期協議

民間等資金債の上半期発行等のために早期同意が必要なものについては、別に定めるところにより、早期協議・同意を行うものとする。

第三　許可団体に係る許可基準

一　健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合等

1　健全化判断比率（健全化法第３条第１項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。）のいずれかが早期健全化基準（健全化法第２条第５号に規定する早期健全化基準をいう。以下同じ。）以上である地方公共団体及び健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となることが見込まれる地方公共団体（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体及び健全化令第10条第１項の規定に該当することにより財政健全化計画を定めることを要しない地方公共団体を除く。以下「早期健全化基準以上団体」という。）にあっては、原則として、財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

2　早期健全化基準以上団体の地方債の許可基準

⑴　財政健全化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　財政健全化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第７条第１項の規定による勧告を受けた地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、早期健全化基準以上団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。ただし、原則として、１による財政健全化計画の策定後に許可を行うものとする。

二　その他実質赤字額により許可を要する場合

1　実質赤字額解消計画の策定

地財法第５条の４第１項第１号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「実質赤字額解消計画策定団体」という。）は、実質赤字額の解消を図るための計画（以下「実質赤字額解消計画」という。）を策定するものとする。

2　実質赤字額解消計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　実質赤字額解消計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　実質赤字額解消計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、実質赤字額解消計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

三　その他実質公債費比率により許可を要する場合

1　公債費負担適正化計画の策定

地財法第５条の４第１項第２号に掲げる地方公共団体のうち、早期健全化基準以上団体以外の地方公共団体（以下「公債費負担適正化計画策定団体」という。）は、実質公債費比率の適正化を図るための計画（以下「公債費負担適正化計画」という。）を策定するものとする。

2　公債費負担適正化計画策定団体の地方債の許可基準

⑴　公債費負担適正化計画の内容が適当なものであり、また、その実施が着実に行われている地方公共団体については、特に制限する必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。

⑵　公債費負担適正化計画の内容に問題がある又は実施が着実に行われていない地方公共団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、公債費負担適正化計画策定団体が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

四　地方公共団体の組合等の場合

1　地財法第５条の４第１項第１号及び第２号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの地方公共団体が設置団体である地方開発事業団については、当該地方公共団体が策定した実質赤字額解消計画、公債費負担適正化計画又は財政健全化計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

2　「七　資金不足比率が経営健全化基準以上である場合等」及び「八　その他資金不足等により許可を要する場合」に係る許可基準は、地財法第５条の４第１項第１号及び第２号に掲げる地方公共団体が加入する組合並びにこれらの地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業に係る許可基準について準用する。

五　不適正行為により許可を要する場合

元利償還金の支払遅延団体又は過去における元利償還金の支払遅延団体、協議をせず若しくは許可を受けずに起債を行った地方公共団体若しくは虚偽記載等不正を行った地方公共団体のうち総務大臣が指定したものについては、それぞれ、当該事項の改善状況及び再発防止策の状況を踏まえ、地方債を許可するものとする。

六　標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第５条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。